

建築物の新增築の事業に係る規模要件

【資料3】

区分	建築物の高さ		又は	建築物の面積		
	低	→ 高		小	→ 大	
参照	<p>現行の景観保全制度上許容される範囲</p> <p>緩和措置の部分</p>			<p>現行の景観保全制度上許容される範囲</p> <p>緩和措置の部分</p>		
景観配慮の 手続の対象エリア	a 原則	身延町 山中湖村 富士河口湖町	15m超 or 16m超		水平投影面積2,000㎡超	
	b 富士五湖周辺の区域					
	b-1 富士五湖の周辺の森林の区域	富士吉田市（上暮地） 身延町 西桂町 山中湖村 富士河口湖町	13m超（国立公園普通地域届出基準参照）		延面積1,000㎡超（国立公園普通地域届出基準参照）	
			← 景観形成基準；15m以下 or 16m以下（山中湖村、富士河口湖町）		← 指針；水平投影面積2,000㎡以下	
	b-2 富士五湖湖岸の周囲道路の山側敷地境界線から50m以内の区域及び当該周囲道路の湖側敷地境界線によって囲まれた区域	身延町 山中湖村 富士河口湖町	15m超 or 16m超		延面積3,000㎡超（第1種住居地域の建築制限参照）	
				← 指針；水平投影面積2,000㎡以下		
b-3 河口湖南岸の市街地等	富士吉田市新倉 富士河口湖町	15m超、16m超、18m超 or 25m超				
c 俯瞰景観に係る主要な眺望点の遠方に位置する区域	富士吉田市 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町	10m超、13m超、15m超、16m超、18m超 or 20m超		水平投影面積10,000㎡超		

※ 高さ又は面積の要件は、将来の開発状況に応じて見直すことがある。

<凡例>

景観配慮の手続の対象となる